

第2節 不当労働行為事件の概要

平成8年から平成27年の20年間において、取り扱った事件の概要は次のとおりである。

【平成8年】

新規申立事件はなかった。

【平成9年】

新規申立事件は3件である。

平成9年(不)第1号(株)ハイウェイクリーン福島事件(労組法第7条1・2号)

申立日:平成9年7月1日

委員調査7回、審問0回

終結日:平成10年4月27日 関与和解(処理日数301日)

平成9年3月に現副社長が顧間に就任して以降行われた団体交渉において、根拠資料の提出も行わずに賃上げゼロの回答を続けるなどの不誠実な団体交渉や、また、夏季一時金の支給等について、非組合員には交渉における回答額で支給し、組合の仮払いの要求に対しては合意がなければ支給できないとして拒否する等の行為は、労組法第7条第1号及び第2号に該当するとして申し立てられたものである。

申立以降、委員調査が7回実施されたが、その間も団体交渉は継続され、夏季一時金も組合に支払われた。当初、双方の主張は平行線をたどったが、調査を重ねた結果、組合から正常な労使関係を構築する等の一般的な条項を盛り込んだ和解を取り交わしたいという申し出があり、会社もこれに同意したため、関与和解が成立した。

(参考) 関連する調整事件「福地労委平成9年(調)第3号事件」

平成9年(不)第2号生活協同組合コープふくしま事件(労組法第7条2・3号)

申立日:平成9年7月11日

委員調査1回、審問0回

終結日:平成9年10月28日 関与和解(処理日数110日)

組合が行った2つの署名活動に対して、生協が生協施設内での署名活動を禁止したこと、組合が「一時金額及びその他の事項」として申し入れた団体交渉に、生協が署名活動の中止を条件に掲げ、応じなかつたことが、労組法第7条第2号及び第3号に該当するとして申し立てられたものである。

第1回調査の結果、当事者双方とも話し合いによる解決を望んでいることが分かったため、審査手続を一時休止し、あっせんにより問題の解決を図ることとなり、関与和解が成立した(「福地労委平成9年(調)第5号事件」参照)。

平成9年(不)第3号宮崎電線工業(株)事件(労組法第7条2・3号)

申立日:平成9年7月14日

委員調査3回、審問0回

終結日:平成9年10月31日 関与和解(処理日数110日)

賃上げ交渉の継続中にもかかわらず、会社が親睦団体(代表は社長)と賃上げに関する労働協約を締結し、賃上げ差額分を親睦団体会員に支給したこと、団体交渉の中で親睦会との妥結内容以上のものは回答しない旨を明言し、3月以降については代表取締役社長が団交に出席していないことが、労組法第7条第2号及び第3号に該当するとして申し立てられたものである。

申立以降、委員調査が3回実施されたが、当事者双方とも労使関係の正常化を望んでいたため、その間も団体交渉は継続され、一時金と賃上げの問題は自主解決に至った。また、第3回調査で親睦会の問題についても合意に達したため、取下書が提出され本事件は終結した。

【平成 10 年】

新規申立事件はなかった。

【平成 11 年】

新規申立事件はなかった。

【平成 12 年】

新規申立事件は 2 件である。

平成 12 年（不）第 1 号エルナーアイわき（株）事件（労組法第 7 条 2 号）

申立日：平成 12 年 4 月 24 日

委員調査 2 回、審問 0 回

終結日：平成 12 年 5 月 26 日 関与和解（処理日数 33 日）

組合が申し入れた退職条件に関する団体交渉を、申立外組合本部と会社との間で締結された「希望退職、転籍者募集等の協定」を根拠に会社が拒否することは、労組法第 7 条第 2 号に該当するとして申し立てられたものである。

2 回の委員調査及びその後の当事者の事前交渉により、団体交渉権は組合、申立外組合本部、会社及び申立外親会社の 4 者にあることが確認され、団体交渉再開の見通しがついたため、取下書が提出され、本事件は終結した。

（参考）関連する調整事件「福地労委平成 12 年（調）第 2 号事件」

平成 12 年（不）第 2 号会津交通（株）事件（労組法第 7 条 2 号）

申立日：平成 12 年 6 月 14 日

委員調査 1 回、審問 0 回

終結日：平成 12 年 8 月 3 日 関与和解（処理日数 51 日）

組合が 3 回にわたり申し入れた、春闘と退職金未払問題に関する団体交渉を、会社が、実際には行っていない組合支部との事務折衝を理由に拒否することは、労組法第 7 条第 2 号に該当するとして申し立てられたものである。

会社は答弁書を提出せず、委員調査にも出席しなかったが、組合に団体交渉を申し入れ、5 回にわたって交渉が行われた。これにより、春闘と退職金未払問題について協定が締結されたため、取下書が提出され、本事件は終結した。

（参考）関連する調整事件「福地労委平成 12 年（調）第 4 号事件」

【平成 13 年】

新規申立事件は 2 件である。

平成 13 年（不）第 1 号福島観光自動車（株）事件（労組法第 7 条 1・2 号）

申立日：平成 13 年 2 月 22 日

委員調査 5 回、審問 0 回

終結日：平成 13 年 8 月 8 日 関与和解（処理日数 168 日）

組合と会社は組織体制及び給与体系の変更について、何度も団体交渉を重ねてきたが、会社が別組合と締結した労使協定による新賃金体系を、組合の意志を無視して一方的に適用したことは、別組合との労使協定を組合に押しつけるもので、実質的団交拒否にあたり、労組法第 7 条第 1 号及び第 2 号に該当するとして申し立てられたものである。

調査を通じて当事者双方に歩み寄りが見られたため、第 5 回委員調査で和解案を提示したところ、和解が成立し本事件は終結した。

（参考）関連する調整事件「福地労委平成 12 年（調）第 6 号事件」

平成 13 年（不）第 2 号会津いしいで農業協同組合事件（労組法第 7 条 2 号）

申立日：平成 13 年 10 月 4 日

委員調査 4 回、審問 0 回

終結日：平成 14 年 3 月 14 日 関与和解（処理日数 162 日）

団体交渉に代表権を持つ常勤役員が出席しないことや、「新人事管理制度に関しては団体交渉の場において労使合意のもとに実施する」旨の確認事項を覆し、第 7 回団体交渉において「労使合意ができなくても、10 月からの導入に変更の意思はない」と主張するなどの農協の対応が、労組法第 7 条第 2 号に該当するとして申し立てられたものである。

調査を通じて、当事者双方に歩み寄りがみられたため、第 4 回調査で和解案を提示したところ、和解協定が締結され本事件は終結した。

（参考）関連する調整事件「福地労委平成 13 年（調）第 4 号事件」

【平成 14 年】

新規申立事件は 1 件である。

平成 14 年（不）第 1 号（株）相馬市振興公社事件（労組法第 7 条 2 号）

申立日：平成 14 年 10 月 1 日

委員調査 3 回、審問 0 回

終結日：平成 15 年 6 月 30 日 関与和解（処理日数 273 日）

会社のパークゴルフ場に勤務する組合員 2 名が、試用期間終了時に解雇されたのは不当であるとして、組合が申し入れた両名の解雇撤回を議題とした団体交渉に、会社が応じないことが、労組法第 7 条第 2 号に該当するとして申し立てられたものである。

委員調査の過程で、会社が団体交渉に応じるようになったため、取下書が提出され、本事件は終結した。

【平成 15 年】

新規申立事件は 1 件である。

平成 15 年（不）第 1 号有限会社カミノ製作所事件（労組法第 7 条 1・3 号）

申立日：平成 15 年 1 月 7 日

委員調査 0 回、審問 0 回

終結日：平成 15 年 1 月 21 日 無関与和解（処理日数 15 日）

会社の従業員 8 名が組合を結成したところ、会社の代表取締役は「組合は認めない。組合が結成されるのであれば自ら会社をつぶす」と発言するなどし、組合員に対し誹謗中傷や脱退強要等を行ったことが、労組法第 7 条第 1 号及び第 3 号に該当するとして申し立てられたものである。

申立直後に、当事者双方が自主的に話し合い和解が成立したため、取下書が提出され、本事件は終結した。

【平成 16 年】

新規申立事件はなかった。

【平成 17 年】

新規申立事件はなかった。

【平成 18 年】

新規申立事件は 1 件である。

平成 18 年 (不) 第 1 号吾妻自動車交通株式会社事件 (労組法第 7 条 1・3 号)

申立日：平成 18 年 1 月 19 日

委員調査 5 回、審問 0 回

終結日：平成 18 年 6 月 1 日 関与和解 (処理日数 134 日)

会社が月例賃金遅配及び待機・配車協定を無視する行為は、組合に対する支配介入であり、また、本社直行命令・配車停止処分の濫用や、脅迫、侮蔑、退職・組合脱退勧奨、刑事事件により執行委員長を逮捕させ組合に多大な打撃を与えることを企てたことは、労組法第 7 条第 1 号及び第 3 号に該当するとして申し立てられたものである。

平成 18 年 6 月 1 日に行われた第 5 回委員調査において、和解協定が締結され、これに伴い、組合から同日付けで取下書が提出され、本事件は終結した。なお、この事件は和解したもののみ、翌平成 19 年にさらに 3 件の申立てがなされ、中央労働委員会への再審査が終結した平成 21 年まで長期間続くこととなった。

(参考) 関連する調整事件「福地労委平成 17 年 (調) 第 3 号事件」

【平成 19 年】

新規申立事件は 3 件である。

平成 19 年 (不) 第 1 号吾妻自動車交通株式会社事件 (労組法第 7 条 1~4 号)

申立日：平成 19 年 3 月 5 日

委員調査 7 回、審問 5 回

終結日：平成 20 年 5 月 30 日 一部救済命令 (処理日数 453 日)

平成 18 年(不)第 1 号事件の当事者と同じものである(その後被申立人が 1 社追加された)。会社解散に伴う一方的な全従業員解雇が、組合への労組法第 7 条第 1 号から第 4 号全てに該当するとして申立てがあった。

平成 19 年(不)第 1 号事件は、同年 3 月 27 日の第 1 回委員調査において、後述する平成 19 年(不)第 2 号事件と併合することとなった。

平成 20 年 5 月 30 日、当労働委員会は、平成 19 年(不)第 1 号、第 2 号事件について、調査 7 回及び審問 5 回を経て一部救済命令を発出した。命令主文の主な内容は以下のとおりである。

- 1 被申立人は、申立人所属の組合員に対し、次の措置を含めて解雇がなかったと同様に取り扱わなければならない。
 - (1) 平成 19 年 4 月 1 日に遡っての原職相当の業務への復職。
 - (2) 平成 19 年 4 月 1 日から現実に就労するまでの間に受け取るはずであった賃金相当額の支払い。
- 2 被申立人は、1 週間以内に申立人へ謝罪文を手交する。

なお、同事件は、平成 20 年 6 月 12 日に被申立人から中央労働委員会へ再審査申立がなされたが、平成 21 年 10 月 23 日に初審命令維持、主文一部変更で終結した。

平成 19 年 (不) 第 2 号吾妻自動車交通株式会社事件 (労組法第 7 条 1~4 号)

申立日：平成 19 年 3 月 13 日

委員調査 7 回、審問 5 回

終結日：平成 20 年 5 月 30 日 一部救済命令 (処理日数 445 日)

従業員の解雇理由についての団体交渉において具体的な理由の説明がなかったことや、未払退職金問題について組合を通さず直接組合員と交渉すること、また、被申立人会社が解散となる一方で、実質的・実態的に同一企業である会社(後に追加された被申立人)に非組合員の希望者を全員就業させていること等をもって、労組法第 7 条第 1 号から第 4 号全てに該当するとして申立てがあったものである。

平成 19 年 3 月 27 日の第 1 回委員調査において平成 19 年（不）第 1 号事件と併合された。以後の経過は平成 19 年（不）第 1 号事件と同じである。

平成 19 年（不）第 3 号吾妻自動車交通株式会社事件（労組法第 7 条 2 号）

申立日：平成 19 年 8 月 23 日
委員調査 2 回、審問 0 回
終結日：平成 19 年 11 月 7 日 取下げ（処理日数 77 日）

平成 19 年（不）第 1 号、第 2 号事件の係属中に、被申立人会社に対する申立人組合副執行委員長の未払債務の支払について等を議題とする団交を申し入れたものの、被申立人から「当該組合員の退職金問題については団交議題に当たらない」、「労働委員会で係争中のためしばらくは時間が取れない」等と回答があったことが労組法第 7 条第 2 号に該当するとして申立てがあったものである。しかし、同年 11 月 7 日の第 2 回調査において、取下書が提出されたため事件は終結した。

【平成 20 年】

新規申立事件は 2 件である。

平成 20 年（不）第 1 号社会福祉法人福島県福祉事業協会事件（労組法第 7 条 2 号）

申立日：平成 20 年 4 月 24 日
委員調査 3 回、審問 2 回
終結日：平成 21 年 2 月 27 日 一部救済命令（処理日数 310 日）

申立人が組合員の解雇問題等について団交の申し入れをしたが、被申立人に拒否されたことが労組法第 7 条第 2 号に該当するとして申立てがなされたものである。

平成 20 年 9 月 22 日の第 3 回委員調査において、後述する平成 20 年（不）第 2 号事件と併合することとなった。

平成 21 年 2 月 27 日、当県労働委員会は、平成 20 年（不）第 1 号、第 2 号事件について、調査 3 回及び審問 2 回を経て一部救済命令を発出した。命令主文の主な内容は以下のとおりである。

- 1 被申立人は、申立人らが申し入れた団交について、裁判で係争中であること等を理由に拒否してはならず、誠意をもって応じなければならない。
- 2 被申立人は、申立人の存在を否定し、又は組合加入を牽制し、若しくは組合からの脱退を懲罰して、組合の運営に支配介入してはならない。
- 3 被申立人は、申立人組合員 X2 の冬季賞与の人事考課を一つ上のランクとして扱い、実際に支払われた賞与との差額を支払わなければならない。
- 4 被申立人は、1 週間以内に申立人へ謝罪文を手交しなければならない。

なお、同事件は、平成 21 年 3 月 25 日に被申立人から福島地方裁判所へ救済命令取消請求の行政訴訟が提起されたが、平成 22 年 6 月 29 日に棄却が言い渡され、同年 7 月 16 日に県の勝訴が確定した。

平成 20 年（不）第 2 号社会福祉法人福島県福祉事業協会事件（労組法第 7 条 1・3 号）

申立日：平成 20 年 4 月 24 日
委員調査 3 回、審問 2 回
終結日：平成 21 年 2 月 27 日一部救済命令（処理日数 310 日）

当該事件は、平成 20 年（不）第 1 号事件と同じ当事者により同日に申立てがあったもので、被申立人の組合嫌悪をうかがわせる発言や組合の脱退勧奨、組合員の冬季賞与の人事考課を下げたこと等が労組法第 7 条第 1 号及び第 3 号に該当するとして申立てがあったものである。

平成 20 年 9 月 22 日の第 3 回委員調査において平成 20 年（不）第 1 号事件と併合された。以後の経過は平成 20 年（不）第 1 号事件と同じである。

【平成 21 年】

新規申立事件は 1 件である。

平成 21 年 (不) 第 1 号喜多方市・喜多方市教育委員会事件 (労組法第 7 条 2 号)

申立日 : 平成 21 年 3 月 25 日

委員調査 1 回、審問 0 回

終結日 : 平成 21 年 12 月 25 日 取下げ (処理日数 276 日)

合同労組である申立人が組合員の雇い止めについて団交を申し込んだところ拒否されたことが労組法第 7 条第 2 号に該当するとして申立てがあったものである。平成 21 年 4 月 21 日に第 1 回調査が行われたが、その後、被申立人との間で問題解決に向けた前向きな話し合いをすることができた等として取下書が提出され、本事件は終結した。

【平成 22 年】

新規申立事件は 1 件である。

平成 22 年 (不) 第 1 号社団法人いわき理容美容協会・職業訓練法人いわき理容美容職業訓練協会事件 (労組法第 7 条 2 号)

申立日 : 平成 22 年 5 月 12 日

委員調査 2 回、審問 0 回

終結日 : 平成 22 年 7 月 26 日 関与和解 (処理日数 76 日)

合同労組である申立人が組合員の労働条件等に関する団交を申し入れたが、「内部の職員であれば話し合いに応じる」等と回答があったこと等があくまで労働組合として申立人が団交を希望するところにおいて労組法第 7 条第 2 号に該当するとして申立てがあったものである。平成 22 年 7 月 26 日に第 2 回調査において、和解協定が締結され、これに伴い取下書が提出されたため、本事件は終結した。

【平成 23 年】

新規申立事件は 2 件である。

平成 23 年 (不) 第 1 号社会福祉法人桜福祉会事件 (労組法第 7 条 1~3 号)

申立日 : 平成 23 年 9 月 1 日

委員調査 3 回、審問 2 回

終結日 : 平成 24 年 6 月 15 日 一部救済命令 (処理日数 289 日)

被申立人が申立人組合員の懲戒処分や賃金等についての団交申し入れに応じず、また、申立人組合員の執行委員長、書記長及び会計監査の 3 名を懲戒解雇処分にし、さらに、申立人が発行・配布した「組合ニュース」を回収して配布した組合員を詮索・恫喝したことは、労組法第 7 条第 1 号、第 2 号及び第 3 号に該当するとして申立てがあったものである。

平成 24 年 6 月 15 日、当労働委員会は、調査 3 回及び審問 2 回を経て一部救済命令を発出した。命令主文の主な内容は以下のとおりである。

被申立人は、申立人の要求書中「賃金、一時金に関する要求」についての団体交渉を正当な理由なく拒否してはならず、誠実に団交に応じなければならない。

なお、同事件は、平成 24 年 6 月 20 日に被申立人から中央労働委員会へ再審査申立がなされたが、平成 24 年 12 月 17 日に和解で終結した。

平成 23 年 (不) 第 2 号ユーパロ事件 (労組法第 7 条 2 号)

申立日 : 平成 23 年 12 月 14 日

委員調査 3 回、審問 0 回

終結日 : 平成 24 年 7 月 12 日 関与和解 (処理日数 212 日)

被申立人が申立人組合員の懲戒解雇処分や賞与等についての団交申し入れに応じなかったことは、労組法第7条第2号に該当するとして申立てがあったものである。平成24年7月12日に第3回調査において、和解協定が締結され、これに伴い取下書が提出されたため、本事件は終結した。

【平成24年】

新規申立事件は2件である。

平成24年(不)第1号社会福祉法人桜福祉会事件(労組法第7条1・3号)

申立日: 平成24年5月24日
委員調査1回、審問0回
終結日: 平成24年9月10日 取下げ(処理日数110日)

被申立人が申立人組合の副執行委員長に対して勤務場所の不当な異動や自宅待機命令等を行っていること、同人に監視行動をさせたことが労組法第7条第1号及び第3号に該当するとして申立てがあったものである。しかし、同年9月10日に取下書が提出されたため、本事件は終結した。

平成24年(不)第2号北光金属事件(労組法第7条2号)

申立日: 平成24年8月7日
委員調査4回、審問2回
終結日: 平成25年8月8日 全部救済命令(処理日数367日)

申立人が組合員の解雇撤回を求める団交を組合本部及び上部団体と連名で申し入れたが、被申立人が応じなかつたことが労組法第7条第2号に該当するとして、申立人が単独で救済を申立てたものである。なお、申立人の組合本部が、翌年、同じ内容で申立てを行った。

平成25年8月8日、当労働委員会は、調査4回及び審問2回を経て全部救済命令を発出した。命令主文の主な内容は以下のとおりである。

被申立人は、申立人が申し入れた団交に、誠実に応じなければならない。

なお、同事件は、平成25年9月3日に被申立人から福島地方裁判所へ救済命令取消請求の行政訴訟が提起されたが、平成26年7月8日に棄却が言い渡され、同年7月25日に県の勝訴が確定した。

【平成25年】

新規申立事件は1件である。

平成25年(不)第1号北光金属事件(労組法第7条2号)

申立日: 平成25年6月18日
委員調査、審問0回
終結日: 平成25年8月19日 取下げ(処理日数63日)

平成24年(不)第2号事件の被申立人に対し、同事件申立人、組合本部及び上部団体が連名で団交を申し入れたが応じなかつたため、労組法第7条第2号に該当するとして組合本部が単独で救済を申立てたものである。

しかし、8月19日に取下書が提出されたため、本事件は終結した。

【平成 26 年】

新規申立事件は 2 件である。

平成 26 年 (不) 第 1 号前田建設工業 (ふくしま連帯労働組合) 事件 (労組法第 7 条 2 号)

申立日 : 平成 26 年 5 月 12 日
委員調査 6 回、審問 0 回
終結日 : 平成 27 年 3 月 9 日 関与和解 (処理日数 302 日)

下請会社の従業員が加入する合同労組である申立人が、特殊勤務手当 (危険手当) 等の未払いに関する事項について、元請会社のうちの 1 社に団交の申し入れをしたが応じなかつたため、労組法第 7 条第 2 号に該当するとして申立てたものである。元請会社が 3 社による JV (共同企業体) であったため、平成 26 年 9 月 30 日に被申立人に残り 2 社が追加された。

組合員は下請会社に雇用されていたため、元請会社の使用者性や下請会社に対する指導責任等が主な論点となつたが、実質的な解決を望む労使双方が歩み寄り、平成 27 年 3 月 9 日の第 6 回調査にて関与和解となつた。これに伴い取下書が提出され、本事件は終結した。

平成 26 年 (不) 第 2 号前田建設工業 (いわき自由労働組合) 事件 (労組法第 7 条 2 号)

申立日 : 平成 26 年 5 月 12 日
委員調査 6 回、審問 0 回
終結日 : 平成 27 年 4 月 27 日 関与和解 (処理日数 351 日)

下請会社の従業員が加入する合同労組である申立人が、前述の同第 1 号事件と同被申立人に対して、同内容で申立てたものであり、審査の経過は同 1 号事件と同様であった。平成 26 年 9 月 30 日に、JV 3 社のうちの残り 2 社が被申立人に追加され、平成 27 年 4 月 27 日の第 6 回調査にて関与和解となつた。これに伴い取下書が提出され、本事件は終結した。

【平成 27 年】

平成 27 年には新規申立事件がなかつた。新規申立事件がなかつたのは、平成 17 年以来となる。

平成 26 年の新規申立事件 2 件が平成 27 年に繰り越され、係属したが、2 件とも終結に至つた。